

ミツヒロニュース



今年の冬は、時々カゼを引きます。それでも一晩眠るとなんとか回復する光廣です。先日、娘と大阪心斎橋のアメリカ村にあるタイガー コマンハーゲンに行きました。この店は1985年にコマンハーゲンで誕生した雑貨店です。ス階まである店内には、多数の雑貨が色鮮やかに置かれていました。日本とは違いセンスを感じました。ぜひ一度行ってみたい。 光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇相続税調査の実態
～相続税の簡易計算をしてみませんか～
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(12)
「反面調査って何？」
- ◇DEPS 後継者の学校 2013
のご案内
- ◇あとがき
最高の笑顔の作り方

相続税調査の実態

～相続税の簡易計算をしてみませんか～

《 23 事務年度の相続税調査事績 》

昨年末に相続税調査の平成 23 年度（平成 23 年 7 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日）までの事績について発表されました。国税庁の 23 事務年度の相続税調査事績について見てみると、調査件数は 1 万 3,787 件（対前事務年度 1 万 3,668 件 比約 0.9%増）、このうち、1 万 1,159 件（前事務年度 1 万 1,276 件）で申告漏れが指摘されており、**申告漏れ割合は 80.9%(前年度 82.5%)**にも上ります。**申告漏れ課税価格は 3,993 億円(前事務年度 3,994 億円)**となっています。

申告漏れ相続財産の金額の内訳については、現金・預貯金などが 1,426 億円（前事務年度の 1,332 億円）、有価証券が 631 億円（前事務年度 631 億円）、土地が 630 億円（前事務年度 719 億円）その他の相続財産（事業用動産、生命保険、書画骨董など）が 1,179 億円（前事務年度 1,175 億円）となっています。

また、同 23 年度の追徴税額は、全体で 757 億円（前事務年度 797 億円）。相続税申告において事実を仮装・隠ぺいしていた場合に、過少申告加算税や無申告加算税に代えて課される重加算税の賦課件数は 1,569 件（前事務年度 1,897 件）、賦課割合は 14.1%（前事務年度 16.8%）でした。

相続税申告の事績については、平成 23 年の死亡者数 125 万 3,066 人、申告書提出者は 5 万 1,409 人となっており、平均 4.1%となっています。

(次頁へつづく)

【表1】被相続人の推移

(単位:人)

	平成 22 年	平成 21 年	平成 20 年
広島県			
東	84	89	92
南	82	57	74
西	132	142	107
北	139	159	156
呉	72	63	68
福山	160	163	171
西条	48	54	56
廿日市	100	103	106
海田	104	86	73
その他	169	150	172
広島県計	1,090	1,066	1,075
岡山県	673	606	595
山口県	435	429	415
島根県	162	158	164
鳥取県	153	154	131
総計	2,513	2,413	2,380

中国地方では、平成 23 年に死亡した人が 8 万 3,269 人、そのうち申告書を提出した人は 2,619 人となっており、平均 3.1%となっています。申告書を提出した人の各県別の人数は左記の【表 1】となっています。

やはり、瀬戸内海に面した地域からの申告が多くなっていますし、各税務署ごとの数字をみても、平成 22 年は広島県が **1,090** 人となっており全体の約 44%を占めています。

財産別の申告件数をみると、下記【表 2】の通りとなっており、相続財産 1 億円以下の申告件数が **688** 件と全体の 27%を占めています。

基礎控除の額が 60%に減額されると、相続財産 1 億円以下での申告が大幅に増加すると思います。

相続税の調査の状況をみると、平成 23 年 7 月から平成 24 年 6 月までに調査がおこなわれたのが 725 件となっています。内、563 件から申告漏れが発見されています。

【表 2】相続財産価格階級別状

(単位:人(%))

	平成 22 年		平成 21 年		平成 20 年	
1 億円以下	688	(27.4)	609	(25.2)	626	(26.3)
1 億円超	1,293	(51.5)	1,268	(52.6)	1,226	(51.5)
2 億円超	314	(12.5)	332	(13.8)	292	(12.3)
3 億円超	155	(6.2)	149	(6.2)	168	(7.1)
5 億円超	44	(1.8)	34	(1.4)	34	(1.4)
7 億円超	8	(0.3)	12	(0.5)	17	(0.7)
10 億円超	9	(0.3)	9	(0.4)	13	(0.5)
20 億円超	1	(0.0)	—	(0.0)	1	(0.0)
30 億円超	1	(0.0)	—	(0.0)	1	(0.0)
50 億円超	—	(0.0)	—	(0.0)	1	(0.0)
70 億円超	—	(0.0)	—	(0.0)	—	(0.0)
100 億円超	—	(0.0)	—	(0.0)	1	(0.0)
	2,513	(100.0)	2,413	(100.0)	2,380	(100.0)

2. 相続税の改正

平成25年税制改正大綱が発表されました。

相続税法の改正は、**平成27年1月1日以後の相続から**となります。

(1) 相続税基礎控除の改正

	現行	改正後
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人（一人あたり）	1,000万円	600万円

(2) 相続税の税率の改正

現行			改正後		
各法定相続人の課税価格	税率	速算控除額	各法定相続人の課税価格	税率	速算控除額
1,000万円以下	10%	—	1,000万円以下	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円	1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円	3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円	5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～3億円以下	40%	1,700万円	1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
			2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	50%	4,700万円	3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
			6億円超	55%	7,200万円

3. 相続税の試算

改正前後の相続税額の比較

(1) 相続人は配偶者と子供2人

(単位：万円)

相続財産	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	15,000	20,000
相続税額 (改正前)	0	0	0	0	50	100	463	950
相続税額 (改正後)	10	60	113	175	240	315	747.5	1,350
差額	10	60	113	175	190	215	284.5	400

(2) 相続人は子供2人

(単位：万円)

相続財産	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	15,000	20,000
相続税額 (改正前)	0	0	0	100	200	350	1,200	2,500
相続税額 (改正後)	80	180	320	470	620	770	1,840	3,340
差額	80	180	320	370	420	420	640	840

《 一度、試算してみませんか 》

正式に相続税の評価をしようと思うと相当の時間と費用がかかりますが、簡易シミュレーションで所有財産についての概算評価と相続税の試算をすることができます。

シミュレーションの際に必要な資料は下記の通りです。

- ① 固定資産税の評価明細
- ② 有価証券の時価総額
- ③ 預貯金の金額 (おおよその総額)
- ④ 債務の金額
- ⑤ 家族の状況 (相続人の分かるもの)

当事務所では、これらの資料を準備して頂ければ、簡易な相続税額を改正前改正後で相続税がどの様に違ってくるかを無料で試算します。ぜひ一度、試算されてはいかがでしょうか。



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 12. 「反面調査って何？」

税務調査にはいろいろな種類のものがありますが、よくあるのが今回取り上げる「反面調査」です。

そもそも、「反面調査」とは何でしょうか。反面調査は、税務調査に入った会社・個人事業主の取引先・銀行等との取引実態や金額を正確に把握するために行われるものです。

反面調査は、法律でも認められています。しかしその一方で、反面調査を行われてしまっては、取引先や銀行などとの関係性を壊される可能性があるのも事実でしょう。では、なぜ反面調査が法律で認められているのでしょうか。このような2つのケースを考えてみましょう。

=ケース1=

税務署がある会社に税務調査に入りました。しかし、その会社は脱税しているため、バレないように請求書や領収書などを偽造しています。調査官は数枚の請求書・領収書が偽造・ねつ造されているのを見つけました。しかし、どの書類がおかしいのか、まだまだある膨大な資料を全部チェックすることは実質不可能に近い状態です。

→このようなケースでは、提示した書類がもう信じられる状況ではないのですから、調査官としては取引先などに反面調査をしなければ、正確な金額がわからないというわけです。

では次のケースはどうでしょうか。

=ケース2=

税務署がある会社に税務調査に入りました。しかし、その会社は以前、ビルの1階に入っている飲食店で火事があり、消防車に消火活動の中で、請求書や領収書などがすべて水浸しになりました。まったく悪意がなく、完全に被害者なのですが、結果的には税務調査で提示しなければならない請求書や領収書などがないわけです。

→このようなケースでは、調査官としては何も確認しようがないわけですから、仕方なく反面調査を行わなければなりません。

では、反面調査は「どんな場合でも」認められるのでしょうか。例えば、元請けと下請けのような取引関係であれば、反面調査によって元請けからの信用がなくなれば、以後仕事がもらえなくなり、本当にそれだけで倒産することもあり得るでしょう。取引先の担当者は、税務署が来たというだけ、「何か悪いことをやっているんじゃないか？」と疑い始めるわけです。

今回は、反面調査についてもう少し深く解説したいと思います。

参考文献： ■国税庁HP

DEPS 後継者の学校のご案内

弊社グループ会社、(株)東京ファイナンシャルプランナーズ広島では、広島で初めて後継者のための学校を開講します。後継者の学校とは、事業を引き継ぐ“後継者”を対象とした、経営の基本と本質を実践的に学ぶ後継者育成の場です。後継者問題でお悩みの方は、ぜひ同封のチラシをご覧ください。

あしがき

下田です。卒業・入学シーズンを迎える今からの季節、写真撮影をする機会が増えますね。撮影時に「笑ってくださ〜い」と言われ、表情が引きつって不自然な笑顔になった経験のある方も多いのではないのでしょうか。そこで今回は、簡単にできる最高の笑顔の作り方を紹介します。まず「①一番好きな食べ物」次に「②嬉しい時に自分が発する擬音語」。この①②を心の中で言ってみてください。例えば「いくら・ルンルン」。自然と口角が上がり、目元の筋肉も緩んで最高の笑顔になっていると思います。ぜひ、お試しください！ 😊

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営設計
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

